

第70号議案

神戸市地方創生拠点整備基金条例の件

神戸市地方創生拠点整備基金条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市地方創生拠点整備基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第1号イの規定により地域再生計画に記載された自主的・主体的に先導的な事業及びそれと一体となって整備される地方創生の推進に資する施設の新築、増築及び改築等を実施するため、神戸市地方創生拠点整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金として積み立てるものとする。

(処分)

第5条 市長は、基金の設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部又は全部を処分することができる。

(施行細目の委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

理 由

神戸市地方創生拠点整備基金を設置するに当たり、条例を制定する必要があるため。